



広報

FUKAURA

ふかうら

No.385

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

令和3年度深浦町新生児特別給付金給付事業を実施します

町では、子育てにやさしい環境づくりを推進するとともに、子育て世帯の安住促進及び保護者の経済的負担の軽減に寄与するため、令和3年4月1日以降に生まれ、最初の住民登録が深浦町である新生児（※）に対して「深浦町新生児特別給付金」を給付します。

給付金は新生児1人につき10万円とし、申請書は窓口に準備しています。

また、次世代を担う子どもの誕生を祝福し、将来健やかな成長を願い、令和4年度からは「深浦町出産祝金」と名称を変え、同額（1人につき10万円）を支給することとなっています。

なお、全ての新生児を対象に給付金を給付することから、令和4年3月31日をもって深浦町子供を健やかに生み育てる支援金条例（第3子以降50万円）を廃止することとなりますが、ご理解のほ

どよろしく願います

ただし、条例廃止前に認定を受けた方には、引き続き、小学校入学時まで支援金が支給されます。

※深浦町子供を健やかに生み育てる支援金条例の支給要件に該当する場合は除きます。

□問合せ先

福祉課 子育て支援係

Tel 74-2117

企画展「伊藤俊幸写真展」を開催します

今回の企画展は、青森県立美術館でも多くの個展を行なっている青森市出身の写真家・伊藤俊幸氏の写真展を開催します。

山道などで惹かれた景色を写真に収め、何気なく見える風景の向こう側に見え隠れするモノを描写し鑑賞者を引きつける作品群です。岩木山や八甲田山などの山道を舞台とした写真を展示します。

想像を掻き立てる作品を、ぜひご鑑賞ください。

町民の皆様は、入館料が無料です。

◆開催期間

4月29日（木）～5月26日（水）

◆開催時間

8時30分～17時

□問合せ先

深浦町歴史民俗資料館・美術館

Tel 74-3882

深浦診療所 5月から水曜日午後 休診します

新型コロナウイルスワクチン集団予防接種のため、5月12日（水）から当分の間、水曜日午後の外来診療を休診とさせていただきます。

皆様にはお手数をおかけしますが、次の受付時間内におこしいただき受診くださるようご協力をお願いします。

◆受付時間

8時15分～11時

13時～15時（水曜日を除く）

□問合せ先

深浦診療所

Tel 82-0337

町民の資格取得を支援 します

町民の能力向上の推進及び就業環境の改善による地元定着を図ることを目的に、仕事や就職に役立つ資格または免許等の取得費用費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

・資格取得に要した経費（講習会等の受講料、受験料、登録料等）の支出額の合計額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）

・上限10万円

※本補助金を受領済の方は、10万円から前年度交付確定額を除いた額

◆対象資格等

仕事や就職に役立つ資格や免許。ただし、普通自動車免許、大型自動車免許、普通自動車二輪免許、大型自動車二輪免許及び原動機付き自転車免許を除く。

※該当資格等は町ホームページをご覧ください。

◆補助対象者

他の類似の補助金等（教育訓練給付金等を除く）の交付を受けていない深浦町内に住所を有する65歳未満の方

◆補助金申請時期

当該資格取年度の末日まで

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122

民間賃貸住宅入居者を 支援します

若者等世帯（新婚夫婦、子育て者）が、民間住宅を賃貸して入居する費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新婚夫婦の場合】

・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
・上限1万5千円

【子育て者】

・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
・上限2万5千円

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であつて、次のいずれかに該当する方の世帯

- ① 婚姻後5年以内の新婚夫婦
- ② 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆民間賃貸住宅とは

住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結し居住するための住宅。ただし、次に掲げる住宅を除く。

- ① 公営住宅等の公的賃貸住宅
- ② 社宅、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- ③ 夫婦の3親等以内の親族が所有する住宅

◆補助対象者

4月1日以降に世帯全員が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に入居、住所を有しており、5年以上当町に居住する意思があること。

◆補助金支払方法

上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けてまとめて指定口座へ振込予定

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122



「若者等住宅整備支援補助金」のお知らせ

深浦町への移住促進や若年世代の定住促進を目的に、若者等世帯（新婚世帯、子育て中の世帯）や移住世帯が、町内において行う住宅整備（新築・購入、リフォーム）費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新築または購入の場合】

- ・住宅の新築工事費または購入代金の25%以内
- ・上限50万円

【リフォームの場合】

- ・深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の対象となった経費（リフォーム工事費）の5%以内
- ・上限10万円

※深浦町住環境リフォーム推進事業補助金とは別に補助します。

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であつて、次のいずれかに該当する方の世帯とします。

- ① 婚姻後5年以内の新婚夫婦

② 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆補助対象者

移住世帯または若者等世帯を代表して住宅を整備した方。ただし、リフォームについては、若者等世帯と同居する方（親等）がリフォーム工事の実施者（深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の交付対象者）の場合も対象となります。

◆補助金申請の時期

以下のいずれかに該当する日から1年以内の期間で、各要件を満たす場合に申請いただけます。（事前にご相談いただくことをお勧めします）

【新築または購入の場合】

取得した住宅の所有権保存または所有権移転登記完了日

【リフォームの場合】

深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の確定通知日

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122

「地域の魅力向上支援事業補助金」のお知らせ

新分野への進出に向けて起業する際の経費や移住者による起業、自主的な地域づくりへの取組への経費の一部を補助します。町内産業の活性化や地域の発展を目指す活動を行いたい方は、ぜひご利用ください。

◆起業化事業

◆補助対象経費

新分野への進出または移住者（町外から転入後3年以内）が起業するための経費（施設の新増設、設備・備品購入、試作品開発、技術習得等）

【補助率及び限度額】

- ・補助対象経費の2/3以内
- ・上限100万円

◆6次産業化事業

【補助対象者経費】

農林水産省が定める6次産業化対策事業の実施に要する経費

【補助率及び限度額】

- ・補助対象経費の1/4以内
- ・上限200万円

◆地域の魅力向上事業

【補助対象者経費】

町内の3人以上の住民グループ・団体等が自主的に行う地域活性化につながる公益的な取組みに要する経費

【補助率及び限度額】

- ・補助対象経費の4/5以内
- ・上限50万円

※本補助金は、公正かつ円滑な運営を図るため、補助事業者に対し、ヒアリングを実施します。申請を検討される方は、お気軽にご相談ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122



**4月から深浦町高等学校等
通学支援金交付事業
が始まります**

令和3年4月から木造高等学校深浦校舎が募集停止となることに伴い、管内の中学校を卒業後、高校に在学している全ての高校生を対象に、通学費及びその他就学に伴う経費の一部を支援します。

◆対象者

町内に住所を有している方で、高等学校等に在学している満20歳以下の高校生の保護者

※公立及び私立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校第3学年まで

◆支援額

対象となる高校生1人につき年額30,000円

◆申請方法

町内に住所を有している方で高校生に該当すると思われる方の保護者には、4月中に申請書を送付しますので、申請期限までに町教育委員会教育課へ提出してください。

また、該当すると思われる方で申請書が届いていない方は、町教育委員会教育課までご連絡ください。

◆必要書類

・深浦町高等学校等通学支援金交付申請書

・在学証明書

・住民票の写し（申請書の同意欄に氏名等を記載すれば省略可）

・保護者名義の預金通帳の写し（口座番号と口座名義が確認できるもの）

◆申請期限

5月31日（月）まで

◆交付時期

7月末までに交付予定

□問合せ先

教育委員会教育課

Tel 74-4419

**身体障害者相談員・知的
障害者相談員を紹介し
ます**

町長から相談業務を委託されている身体障害者相談員と知的障害者相談員をご紹介します。

◎身体障害者相談員は、役場等の関係機関と連携を図りながら、身体に障害のある方の各種制度や悩みごとなどの相談業務を行います。

◆身体障害者相談員

・竹越 司さん

深浦字浜町265
Tel 74-3815

・小野 修さん

北金ケ沢字塩見形2-11
Tel 76-2271

・加藤 良春さん

黒崎字宮崎9-2
Tel 78-2077

◎知的障害者相談員は、役場等の関係機関と連携を図りながら、知的な障害のある方の養育や生活などの相談業務を行います。

◆知的障害者相談員

・工藤 善吾さん

深浦字大館243-277
Tel 74-3262

□問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係

Tel 74-2117

**稲作育苗現地講習会
開催のお知らせ**

水稻の育苗管理を中心とした現地講習会を左記の日程により開催します。稲作農家のみなさん、ぜひご参加ください。

◆開催日

4月28日（水）

◆時間・場所

・9時30分～

柳田・木村芳人さんハウスにて
（農協倉庫そば）

・11時～

広戸・角谷喜春さんハウスにて
（ゆきあいの里手前）

・13時30分～

岩崎・川口友喜さんハウスにて
（岩崎中学校そば）

□問合せ先

J A つがるにしきた

深浦事業所

Tel 84-1001

農林水産課 農業振興係

Tel 74-4411

青森県健康経営認定制度の紹介

事業主の皆さん、「青森県は40代から50代の働き盛り世代の死亡率が高い」ことをご存知ですか？青森県内の事業所のほとんどが中小企業で、従業員の損失は会社への影響も大きくなります。また、青森県は少子化が進み、働く世代の人口が減っています。県では、このような情勢を背景に「青森県健康経営認定制度」に取り組んでいます。この制度は、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営®」に取り組み県内事業所を青森県が「青森県健康経営事業所」として認定するもので、平成29年月4月から開始されています。「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

これまででは建設業からの登録が多かったものの、最近では社会福祉法人からの登録も増加傾向にあります。

※深浦町内では「株式会社脇川建設工業所」「株式会社三浦建設」の2社が認定を受けています。

◆「青森県健康経営事業所」に認定されるとこんなメリットがあります。

- ①県入札参加資格申請時の加点（建設工事、物品・役務）
- ②県内金融機関による低利融資
- ③県特別保証融資制度「未来を変える挑戦資金」の利用
- ④県ホームページでの事業所紹介など

認定には前提要件・必須要件・選択要件がありますが、必須要件の一つに「県医師会健やか力推進センター研修等修了者を健康づくり担当者として定めるなどの健康管理体制を構築する」ことがあります。

今年度の県医師会健やか力推進センター研修の開催日程は現在調整中となっております。詳細は下記のQRコードからセンターホームページをご確認いただくか、電話（017-763-5590）で問合せください。

健康推進課では健康経営認定を検討されている事業所に、認定に関する健康づくりの支援を行いますので、お気軽にご相談ください。



□問合せ先

健康推進課 健康推進係
Tel 82-0288

自動車税種別割の口座振替について

県では、自動車税種別割の口座振替の申込みを受け付けています。

令和3年度分から口座振替を希望される方は納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ4月30日までに、取扱金融機関または地域県民局県税部にお申込みください。（すでに口座振替を申し込まれている方でも、自動車の買換えやナンバー変更により申

申込内容が変更となった場合は再度申込みが必要です。）

また、これまで口座振替後に送付していただきました口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書について、令和2年4月以降振替分から送付を行わないこととしました。

車検更新の際は、運輸支局等において自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことができますため、自動車税種別割納税証明書の提示が省略できるようになっています。（ただし、振替直後の車検更新には納税証明書が必要となる場合があります。）

県ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/012_kouzaindex.html

□問合せ先

西北地域県民局県税部

納税管理課

Tel 0173-34-2111

（内線205）

子宮頸がん・乳がん個別検診を集団検診に先駆けてスタートします

子宮頸がん個別検診、乳がん個別検診を4月からスタートします。

つがる市、五所川原市、弘前市の医療機関で受診できますので、希望される方は健康推進課へお申込みください。

がん検診は、定期的な検査が必要です。がんの早期発見・早期治療のために、検診を受診しましょう。

■対象者等

検診種別	対象者	検査内容	検診費
子宮頸がん	令和3年度に20歳以上で偶数歳の方	細胞診	無料
乳がん	令和3年度に40歳代～50歳代で偶数歳の方	マンモグラフィ2方向	
	令和3年度に60歳以上で偶数歳の方	マンモグラフィ1方向	

※令和3年度に奇数歳で、昨年度受診していない方も対象です。

■受診方法

健康推進課に電話、メールまたは窓口で受診申込する。
※氏名、住所、生年月日、電話番号、希望する検診をお伝えください。



郵送により「受診券」が届きます。



希望する指定医療機関に電話で受診予約する。
※「受診券」と一緒に指定医療機関の一覧表を送ります。



予約日に「受診券」「健康保険証」等を持参して受診する。

□申込・問合せ先

健康推進課（深浦町保健センター内（深浦診療所隣り））

TEL 82-0288 E-mail fukaura-health01@town.fukaura.lg.jp

深浦町ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

当事業は、特定の疾患の治療や特定の出産、また、生まれた後に入院が必要となったお子さんに面会が必要な妊産婦さんが、周産期母子医療センターへ通院または入院する際の交通費や宿泊費の一部を支援する事業です。

■助成対象者

町に住所があり、かつ、申請対象となる全期間及び交付申請時、居住実態のある方で、下記に該当される方。

①妊産婦で、治療のために周産期母子医療センターへ通院もしくは入院している。

※周産期母子医療センター並びにハイリスク妊娠・ハイリスク分娩に相当する疾患については町ホームページでご確認ください。ホームページの閲覧ができない場合は健康推進課へ問合せください。

②産婦で、NICU（新生児特定集中治療室）、GCU（新生児治療回復室）に入院しているお子さんの面会などをするために母子医療センターへ通院している。

■助成内容

年度内（4月1日～翌年3月31日）に発生した交通費、宿泊費等について、1回の分娩につき上限100,000円まで助成します。

■助成の対象となる期間

助成対象となる方により異なりますので健康推進課まで問合せください。

※年度を越えて対象となる場合、3月31日までに年度内の費用について一度申請する必要があります。翌年度のものは翌年度中に申請することとなります。

手続の流れ

助成対象①または②を満たす。
※判断に迷う場合は健康推進課へご確認ください。

健康推進課で申請書類を受け取る。（または、町ホームページよりダウンロード）

病院へ申請書類を提出し、医療機関記載部分を記入してもらう。

出産後、またはお子さんがNICU（GCU）からの退院時、病院から書類を受け取る。

必要書類を健康推進課に提出。

町による審査ののち、交付の可否について通知。

交付が決定された方に、後日口座振り込みで支払い。

□問合せ先

健康推進課

TEL 82-0288

FAX 82-0693

令和3年度 つがる西北五広域連合病院事業 医療職員採用試験

1 採用試験

■令和3年6月27日（日）実施 受付期間：4月19日（月）～6月4日（金）

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	25名程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方又は令和4年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
助産師		
診療放射線技師	4名程度	
臨床検査技師	5名程度	

■令和3年9月19日（日）実施 受付期間：7月12日（月）～8月27日（金）

職種	採用予定人員	受験資格
作業療法士	1名程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方又は令和4年4月30日までに免許を取得する見込みのある方

備考： 上表のほか6月27日（日）実施の採用試験で採用予定人員を確保できなかった場合、2回目試験でも当該職種についても募集を行う予定です。

2 採用日

令和4年4月1日。ただし、診療放射線技師、臨床検査技師については、免許保有者に限り、令和3年10月1日付け採用枠も設けます。

3 採用試験案内

詳細は、つがる西北五広域連合ホームページ (<http://www.tsgren.jp/>) 「令和3年度 つがる西北五広域連合病院事業 医療職員採用試験案内」をご確認ください。

4 問合せ・申込先

つがる西北五広域連合病院運営局人事課

住所：〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階

電話：0173-26-6363（内線2327）

鱒ヶ沢地区交通安全協会の開設日時変更について

令和3年4月から、鱒ヶ沢地区交通安全協会では、高齢者のみを対象とした運転免許証更新申請に係る開設日時を下記のとおり変更します。

【交通安全協会開設曜日及び時間】

◎祝祭日及び年末年始を除く

「火曜日」「水曜日」「木曜日」

午前8時30分～午後4時30分

（※正午から1時間は休憩時間）

【実施業務】

①青森県収入証紙（県証紙）の販売

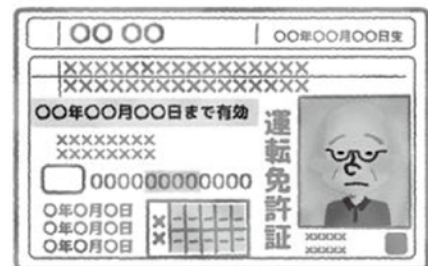
②運転免許証用写真の撮影

- ・安協加入者 500円
- ・その他の方 1,000円

③運転免許証の郵送 800円（認印をご持参ください）

④安協加入者については、運転免許更新申請書の記入のお手伝いをします。

※高齢者（65歳以上）
のみ対象となります



※ 注 意

- 月曜日及び金曜日に運転免許証の更新手続きをされる方は、事前に県証紙と写真（タテ3cm ヨコ2.4cm）を準備の上申請手続きをしてください。
- 免許証の郵送をご希望の方は、火曜日～木曜日に更新手続きを行ってください。

◎問い合わせ先：鱒ヶ沢地区交通安全協会（☎0173-72-2948）

春の十二湖山野草観察会

春の空気を全身に感じられる頃、待ちに待った春の十二湖。
その色どりを添える様々な山野草たちを、ガイドさんと
いっしょに、ゆっくりと観察してみませんか？
何気なく見ていた風景も、少し違って見えるかもしれません。



日 時 令和3年4月24日（土） 9：00～12：00頃

集合場所 白神十二湖エコ・ミュージアム

コ ー ス 十二湖地内（小雨決行）

日 程 8：50～ エコ・ミュージアム集合・受付

9：00～ 開会式・バスで移動

9：15頃 十二湖地内到着

観察会スタート！

12：00頃 エコ・ミュージアムへ帰館・解散

定 員 15名程度（最小催行人数：3名）

申し込み 4月23日（金）まで。または定員となり次第締め切り

参加料 大人（中学生以上）500円 小学生以下300円。（保険料等税込）

持ち物 飲み物、防寒着・帽子、歩きやすい靴（サンダル等NG）

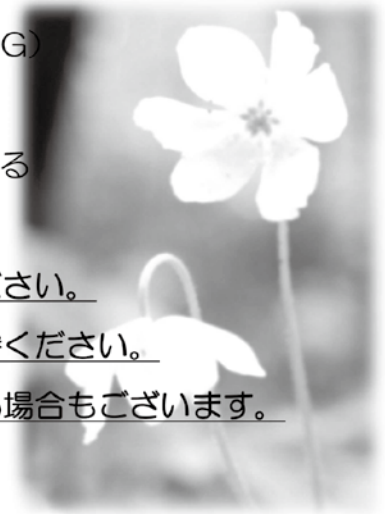
※カメラなどでの撮影もOK

そ の 他 当日の天候等や現地の状況により、一部内容変更となる
場合があります。予めご了承ください。

当日、発熱等体調のすぐれない方の参加はご遠慮ください。

また、屋外活動ではありますが、各自マスク等ご持参ください。

尚、今後の状況等により、急遽予告なしに中止となる場合もございます。



◆お申込み・問い合わせ◆

白神十二湖エコ・ミュージアム内 十二湖森の会事務局（定休日：月曜）

TEL：0173-77-3113 / FAX0173-77-3114